

第八十四回国会 法務委員会 議 録 第 八 号

昭和五十三年三月十七日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君
理事 羽田野忠文君
理事 保岡 興治君
理事 稲葉 誠一君
理事 高橋 高望君

上村千一郎君
北川 石松君
西村 英一君
三池 信君
飯田 忠雄君
正森 成二君
阿部 昭吾君

出席國務大臣

法務 大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

法務政務次官 青木 正久君
法務大臣官房長 前田 宏君
法務大臣官房司 枇杷田泰助君
法制調査部長 枇杷田泰助君

委員外の出席者

最高裁判所事務 大西 勝也君
最高裁判所事務 勝見 嘉美君
最高裁判所事務 井口 牧郎君
最高裁判所事務 岡垣 勲君
最高裁判所事務 原田 直郎君
最高裁判所事務 原田 直郎君
法務委員会調査 清水 達雄君

委員の異動

三月六日

正森 成二君
武藤 山治君
不破 哲三君

同日

石橋 政嗣君
武藤 山治君

同日

石橋 政嗣君

同日

長谷雄幸久君

同日

竹内 勝彦君

同日

竹内 勝彦君

同日

藤田 弘作君

同日

田中伊三次君

同日

原 健三郎君

同日

前尾繁三郎君

同日

加地 和君

同日

北川 石松君

同日

塩崎 潤君

同日

西村 英一君

同日

浜田 幸一君

同日

伊藤 公介君

補欠選任

不破 哲三君

補欠選任

石橋 政嗣君

補欠選任

正森 成二君

補欠選任

武藤 山治君

補欠選任

竹内 勝彦君

補欠選任

長谷雄幸久君

補欠選任

西村 英一君

補欠選任

北川 石松君

補欠選任

浜田 幸一君

補欠選任

塩崎 潤君

補欠選任

伊藤 公介君

補欠選任

田中伊三次君

補欠選任

前尾繁三郎君

補欠選任

藤田 弘作君

補欠選任

原 健三郎君

補欠選任

加地 和君

補欠選任

加地 和君

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五四号)
三月十日
逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五六号)
三月十日

同月九日
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の増員等に関する請願(飯田忠雄君紹介)(第一八四二号)

同(沖本泰幸君紹介)(第一八四三号)

同(鳥居一雄君紹介)(第一八四四号)

同(長谷雄幸久君紹介)(第一八四五号)

同月十四日
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の増員等に関する請願(田邊誠君紹介)(第二〇四四号)

民法第七百五十条の改正に関する請願(土井をか子君紹介)(第二〇四五号)

長野地方法務局半礼出張所の存続に関する請願(清水勇君紹介)(第二〇七五号)

は本委員会に付託された。

三月十三日
人質による強要行為の処罰及び刑事訴訟法の改正反対に関する陳情書(東京都港区芝愛宕町一の一四自由人権協会代表理事森川金寿外三名)(第一二七号)

法務局職員の増員に関する陳情書(都城市議会議長藤井定造)(第一一八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

先般、当委員会に設置いたしました証人及び証言等に関する小委員会において、参考人の出席を求め意見を聴取する必要が生じた場合は、参考人の出席を求めるとし、その人選、出席日時その他所要の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○鴨田委員長 お諮りいたします。

本日、最高裁判所大西総務局長、勝見人事局長、井口民事局長、岡垣刑事局長及び原田家庭局長からそれぞれ出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○鴨田委員長 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。正森成二君。

○正森委員 最高裁判所に伺いますが、普通の裁判所と家庭裁判所に分けますと、家庭裁判所に配属されている裁判官は全体で何名ですか。そのうち家事部は何名ですか。

○大西最高裁判所長官代理人 裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係は、裁判官の配置の関

係でございますが、御承知のように、地方裁判所と家庭裁判所という関係について見ますと、それが所長も別々で独立しているところもございまして、所長が一緒で、裁判官も非常に兼務で行っているというふうなところもございまして、それがいまして、いま正森委員がお尋ねの人員、どういふふうにお答えすればいいか、非常にむずかしいわけでございますが、実働人員という関係で申しますとちょっと急速には出てこない、大体一人の人が、一体どちらを何%、どちらを何%やっているかという自体主観的なことでもございまして、そういう意味では非常にお答えいたしかねるわけでございますが、事例面どうかということも、これも兼務の関係でございまして、どちらが本務、兼務ということ、必ずしも仕事をどちらを中心に行っているかということとは完全に一致しているものもございませぬ。したがって、そういう意味で家裁に実際何人やっているかということも非常にむずかしいわけでございますが、ほぼそれぞれの事務量に応じた執務を各裁判官がしておる、こういうふうにご了解いただきたいと思ひます。

○正森委員 家庭裁判所に専属で配置されている裁判官は何人ですか。

○大西最高裁判所長官代理者 まことに恐縮でございますが、ただいま具体的な資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと数字的に何人ということとは申しかねますが、後で御必要とあらばまた御連絡申し上げます。

○正森委員 それでは後で、現在家庭裁判所の仕事を専門でやっている裁判官は何名か、それから、一応定員としては各家裁に何人配置することになっているのか、それについて資料を提出していただきたいと思います。

私が初めにそういうことを聞きましたのは、この間は大阪へ行つてまいりました、大阪の司法関係の職員と懇談する機会があったわけですが、五十一年に神戸では家事部の裁判官が一名減っているのではないか、五十二年には京都でも一名減

っているのではないかと、今回五十三年の四月から大阪では家事部の裁判官が一気に二名減るのではないかと、そういうようなことを聞いておりますので、その関係で伺つたわけですが、大阪では二名家事部の裁判官が減るわけですか。

○大西最高裁判所長官代理者 大阪の家庭裁判所本庁につきまして、今年の四月から人員が二人減るといふ予定になっております。

なお、神戸と京都については、昨年、一昨年の家事部のことを仰せになりましたが、これは私どもの方としてはその庁全体として減つておるといふものではございませぬので、それぞれの庁の事務分配上そういうことがあるいはあったのかもしれないが、全体として京都、神戸等減つてはいるわけではございません。

○正森委員 全体として減つてはいるわけではないということはどういうことですか。本庁で減つてはいるかもしれないけれども、その他の、つまり京都の管内では変わりがない、こういう意味なんですか。

○大西最高裁判所長官代理者 京都、神戸の本庁で人員は異動がないというふうには私も考へております。家事、少年、全部を通じてでございます。

ただ、その一人減つたとかふえたとかいうことを、いつといつの時点で比べるかということも非常に微妙な問題でございます。裁判官が四月からずつと一年じゅう同じ数があるわけではございませぬ。途中でおやめになる方もございまして、途中であるいはお入りになる方もございまして、したがって、いつといつとを比べて一人減つたかふえたかということとは、その時点を確認いたしませんことには非常にむずかしいわけでございます。

ただいま大阪家裁についてことしの四月減ると申しましたのは、現状に比べて減る予定であるといふことを申し上げたわけでございます。

○正森委員 大阪の家事部は裁判官はたしか九名です。それが二名減りますと、減る率といふのは約二二%になるのです。

それで、家事部の事件といふのはどういう増減の程度になっていきますか。

○大西最高裁判所長官代理者 家事の審判と調停がございまして、五十三年度はまだよくわかりませんが、五十一年と五十二年を比べますと、審判と調停を通じて大体千四百十件くらい家事事件がふえる、こういうことであらうと思ひます。

○正森委員 正確に言いますと、五十一年、五十二年を比べると、本庁については審判が一万一千六百九十九件が四千四百八十七件が四千七百四十三件にふえておる。したがって、両方を通じて千数百件ふえておる。これは約一〇%の増であります。

ところが、事件は一〇%ふえておるのに人員が二二%減るといふのは異常な事態でありまして、たとえ行政機関職員の見込み削減計画でも、四か年計画で三・二%の定員減なんです。それを二二%も減員する、しかも事件がふえておるのに減員するといふのはどういふわけですか。

○大西最高裁判所長官代理者 大阪家庭裁判所の中で、家事部にだけだけの裁判官を配置し少年部にだけだけ配置するということ問題は、まさに大阪家庭裁判所内部の事務分配の問題でございます。大阪家庭裁判所の裁判官会議であるいはそういうふうにお決めになる予定であるのかもしれないが、私どもとしては、家事部でそれだけの数が減るといふことは現段階では必ずしも十分に承知しておりませぬ。ただ、家事部の事件がふえておるのに裁判官が減るのはおかしいではないかというお話でございますが、おっしゃいますように、五十一年と五十二年を比較しますと、家事事件は少しふえておりますし、少年事件の方はふえはぐくわずかでございます。そこら辺のところ、家事と少年の事務量の繁閑を大阪家庭裁判所で裁判官一同がどのようにごらんになったかということに帰着するのであらうと思ひますが、大阪家庭裁判所として本庁全体の事件がふえているのには二人減つてはいるのはおかしいではないかという

ことにもなるかと思ひますけれども、この点は、家庭裁判所の事件全体を通して見ますと、ここ一、二年をとつてみました場合はともかくといふことは、ある程度長期的に見ますと横ばいではないし、少年保護事件なんかを例にとつてみますと非常に少なくなつておる、激減しておるわけでございます。そういうこともございまして、五十一年と五十二年を比べました場合には五十二年の方がやや多いとは申しましたが、長期的に見ますれば横ばいの状況である。それとともに、たとえ大阪管内で申しましたも堺支部、これは正森委員よく御承知と思ひますが、堺支部等は相当に事件がふえております。そこら辺は一人ふやすというふうな措置をとつておられて、去年とことしを比べました場合には、あるいは多少事務負担量がふえるということも申せるかもしれません。長期的に見ました場合には必ずしもそうは言えないという面もあるわけでございます。

○正森委員 そういう答弁を聞く、理事会で裁判所の裁判官の充実に長期的対策を講ずべきであるという御主張が一部の理事からありましたけれども、いよいよあの言葉の方がよかつたかなというふうにお思ひを言われないのですか。結局、大西総務局長の答へは、現地で私が聞いてきた現地の管理者の答へと一緒なんです。結局裁判所の人員というのは事件がふえたからいではふえないんだ、事件が非常にかつ急激にふえなければ人員はふやせないのだということを言うておるのです。大体事件が横ばいなら人員も横ばいというのが世間の常識ではあたりまえじゃないですか。ところが、最高裁については、事件がややふえておるといふような場合には人員は二二%減らし、事件が大いにふえたという場合だけ辛うじてふやすといふのは、これは人事管理上も非常におもしろくないことにはなるのではないかと、それが答弁の中にきわめて歴然とあらわれているのです。

私は伺いますが、裁判官が減りますと、裁判官には書記官というふうな事務官がついておるでし

よう、普通裁判官一人には二名ついでおるとか三名ついでおるとかいうぐあいになってはいますが、それは減員するのですか。裁判官は減ってもそういう事務関係の職員は減らさないのですか。

○大西最高裁判所長官代理者 まず最初の御尋ねにちよつと付加してお答えしておきたいと存じます。

裁判官及び裁判官以外の一般職員が事件が急激にふえないとふえないという点はおかしいではないかという御指摘、確かにその点はおかしい面もあるわけですが、横ばいであるにもかかわらず減るといふのはおかしいとおっしゃいますけれども、一面、たとえ昭和四十七、八年ごろから数年、民事、刑事の訴訟事件が減った時期もございます。その時期におきましても人員を減らしたわけでは決してございませんで、減つても人員が同じである場合もあるわけでございます。したがって、全体としてふえまされた場合には、ふえ方が少ないところは必ずしもふやせられない、現状維持あるいは多少減るといふ場合もやむを得ない、こういうことはひとつ正森委員も御了承いただきたいと思つてお答えいたします。

○正森委員 総務局長、余りへ理屈は言わない方がいいよ。こちら裁判所の職員がなかなか大変だろうと思つて聞いているわけで、そのときに、裁判所が事件が減つたときも人員がそんなに減つてないと言つたが、たとえば地方の裁判所なんかの場合、公益上、刑事事件がどれだけ減つたって刑事の裁判所は置かなければならない場合があるわけで、だからそういうのはわれわれだつて、この地方は事件が非常に少ないじゃないか、東京に比べて五分の一じゃないか、それじゃもつと減らせというところでその異から裁判官をいなくして、ときどき出張するといふようなことはできないわけ、そんなことはわれわれはよく承知しているわけ、ただし、事件が減つていふ感じがなしてふえているのに二三名も減るといふのは、現場の裁判官の中でも、あるいは補佐をする書記官や事務官の中でも、これは非常に労働過

重にもなるし、家庭裁判所軽視ではないかという声が起つて聞いているから聞いているのですね。あなたの答弁を聞いても、もつともらしい納得させる理由がなくて、逆に、非常に事件がふえた場合にはふえないで減るといふ場合もあり得るんだ、そういうことを公然と答えるから私が言うたわけで、それに対してはむしろ黙つておろす方が賢いので、それを、事件が減る場合にも裁判官が減らない場合があるんだといふようなことを言うて反論したつもりになつてあごをなでておろすといふようなことでは態度はすこぶよろしくないですね。もう少し現場の裁判官の身になつて答えなければいけません。答えが悪ければせめて態度だけでももつともらしい態度で答えるといふことをする必要があるので、このことを指摘しておきたいと思つてお答えいたします。

ところで、大阪には傷害事件が多いのでしょ。全国一多いのでしょ。

○大西最高裁判所長官代理者 私直接の所管でございせんので、ちよつと明確にはわかりかねる面がございせんが、仰せのように、韓国人の事件が比較的多いようございせん。

○正森委員 私の調査では、傷害事件が全国一多いことは確かなんです。一般的に、傷害事件といふのは処理が非常にしにくいわけですね。ですから、そういう事件を抱えておつて、しかも事件がふえておると、ところが裁判官が比率にして二二%減るといふことは非常に問題なんです、人事局なり、あるいは総務局長が担当かどうか知りませんが、どうも総務局長が終始答えて、人事局長は黙して語らぬようですね。特に、裁判官が二名減をせひしていただきたい。特に、裁判官が二名減つた場合に、書記官や事務官あるいは家庭裁判所にはいろいろの特別の役職の人がおられます、そういう人が一律に減りますと、これは大変なことになるので、その点の配慮はぜひお願いしたいと思つてお答えいたします。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判官以外の裁判所の職員の中で、家庭裁判所におきましては家庭

裁判所調査官とか裁判所書記官、事務官、その他いろいろの職種の職員がございせん。ここであらかじめ申し上げておきますが、家庭裁判所の調査官につきましては恐らく一名ぐらい減るのではなからうかという予想でございせん。それ以外の職員につきましては、現在大阪高等裁判所の方でいろいろ考へておるようございまして、これは大阪高等裁判所管内のほかの裁判所との関係等いろいろございまして、それぞれの裁判所の職員の職務の実態等をよく検討いたしまして、いま高裁でいろいろ計画をしておるところのようございまして、現在のところ、具体的に大阪家裁について現状維持とかふやすとか減らすとかいうことは固まつていない状況のようございまして、正森委員のお話は大阪高裁の方にもお伝えはしておきたいと存じます。

○正森委員 大阪で人員が非常に不足しているといふのは何も家裁だけではないですね。民事六部というのがあります。これは普通は破産部と言われておりますが、御承知のように永大産業が史上最高だと言われる負債額で倒産したという事件も民事六部が担当しているわけですね。それで非常に忙しいといふことで、民事六部では病人が續出していらるんですね。ここに組合の機関紙がありまして、大體四キロから十キロぐらいやせたら人が続々と出ておる、それから過労で病人が出るというふうな状況なんです。大阪の破産部で事件の推移がどうなつておるか御存じですか。

○大西最高裁判所長官代理者 大阪地方裁判所の第六民事部、いわゆる破産部というふうにお呼びしておりますが、破産、和議、会社更生、会社整理、借地非訟、いろいろの事件をやつておるわけでございますが、いま主として破産について仰せになりましたので破産について申し上げます、特に破産は事件数がふえておるようございまして、私の手元にあります資料では、五十一年と五十一年との間が特にひどいようございまして、五十一年が二百二十件、五十一年は少し減り二百十件台になりまして、五十二年が三百七十件台というふう

になつておると承知しております。

○正森委員 いまお答えになりましたとおりで、四十九年ごろは二百二十件だったのが五十二年は三百七十四件というふうに私の手元の資料ではなつておるわけですね。これは率にしたら非常な伸びですね。和議が四十八年には十八件、四十九年には五十四件ぐらいだったのが、五十二年には百十三件というふうに非常な伸びを示しているわけですね。

それで、ここに非常におもしろいことが書いてあるのですけれども、「破産部が破産」という見出しで、これでは健康がたないし、事件処理上も、本来破産部の裁判官もしくは書記官がやらなければならぬことを、管財人とかそれから事件の当事者に書類を書かしているといふことで、弁護士の方から逆に、破産部の人員を充実してほしい、そうでなければ弁護士の方に負担がかかってくるといふことが三者協議の中でも出されておるわけなんです。ですから、私はいま家裁のことを言いましたけれども、民事のこういう部でも非常に事件が激増しておる。そこで、要求に出ておりますのは、普通は裁判官一名に書記官は二名ついでおるのですか。

○大西最高裁判所長官代理者 実は、正森委員御承知も存じませんが、数年前まで大阪地裁の第六民事部で現実に私自身執務しておりましたのでございまして、裁判官一人に二人ではなかつたというふうには記憶しておるわけでございます。時点によつて少し違いますが、破産係について申し上げますと二人で三人という時期もあつたのではないかと思つておる、あるいは現在二人であるかもしれません。ちよつと明確なお答えはいたしかねます。

○正森委員 私の調査も違つておるかもしれませんが、現在は二人らしいのです。それをせひも一名増員して三人制にしてみたい、いまの事件の大勢で、もし裁判官がふえないとすれば、これはとても大変だといふことですね。電話が大変らしいですね。しかも破産部の電話は長い

のですね。破産債権者だとかいろいろな利害を持つた人が血相を変えて電話をしてくる。ある書記官などは、自分が電話に出ているときに同時に他の二つからかかってきて、三つ一緒にかかってくるというふうなことを機関紙で訴えているのです。ですから、こういう点についてもぜひ最高裁が全体として人員の点について配慮していく必要があるのではないかと、思うわけですね。

それから、これはいま家裁と破産部だけを取り上げたのですが、刑事もそうですね。刑事でも事件がふえておるのに、なかなか裁判官もふえないし書記官もふえないという状況が起っているようでありまして、手元にあるのですけれども時間の関係で省略いたします。

大阪でもどこでもあるのですけれども、速記官をふやすとその見返りに書記官を減らさなければならぬというようになってくるのですか。

○大西最高裁判所長官代理者 速記官を配置いたしました場合に事務官を削るかどうかという問題でございますが、地方によりましては、別に増員の要素がありまして増員をいたしますところはそういう事態は生じませんが、ただ、普通の増減がない場合に速記官を配置するという地方があります。そういう場合には、私もいたしましては、速記官を配置するとともに定員的には事務官を一人代替的に削る、そういう措置をとっております。

○正森委員 それは非常に実情を知らないですね。これはいままでの必ずしもよくないのです。従来は速記官を二名ふやすと事務官一名減らす、それで速記官は、自分たちが増員してもらおうと他の職場に影響が来るといふことで非常に気がねしていたのです。ところが最近、最高裁は速記官を一名ふやしたら事務官一名減ずるといふことになりました、事実上増員要求ができないうことになりまして、困っているのです。というのは、なぜかといふと、書記官といふのはどんなことがあっても法廷に入らなければならぬわけですが、それを減らすと、速記官は物理的にふやそうにもふやせないという関係に

なるわけですね。ほかの職種のようにやりくりがきかないのです。速記官というのは、戦後、なるべく訴訟当事者間の主張を明確にして、特に証人については証言をきわめて明確にするという意味で新しく採用された職種であつて、時代の要請とともに、ロッキード事件をまつまでもなく、非常に正確に当時事の発言を録取しなければならぬといふことで、これはふえることはあつても減ることではないのです。ところが、そういう特別な職種であるのに、それをふやそうと思えば、一対一で他の部分を削らなければならぬというふうな原則を立てられると、これは速記官としてはもろろん困るし、他の職種との間の対立関係が生じるのです。だから、こういう指導は非常に好ましくないのじやないかといふことを指摘しておきたいと思つてます。

そういう前置きをして申しますが、私は昨年度の審議でも速記官の問題を取り上げたわけですね。そのときに、定員が九百三十五名だけれどもこれは三十九年から据え置かれていて、そのうちで二百八十名もの欠員があるといふことを指摘しました。これは答弁の中で最高裁が二百二十二名だと言いました。それは研修中の者や教官まで含めて二百二十二名の欠員なんだ。それは現実動いてないわけですから除くとすれば、二百八十名もの欠員があるといふことがわかつたわけですね。そのときの答弁では、勝見人事局長の「いわば一人前の速記官に仕上げるには相当な年限とトレーニングを要します。しかも、特殊な職種でございますので、研修所に入所してから大分いわば脱落する方も出てまいるような現状でございます」といふのが昨年の三月十五日の答弁であります。

そこで、私は伺いたいのですけれども、速記官は大体何人ぐらゐる書記官研修所速記部に入所して、そして何人ぐらゐる脱落せずに終了しているのか、最近の例をまずお答え願ひたいと思つてます。

○勝見最高裁判所長官代理者 逆に申し上げますと、五十一年度、入所人員が三十九名でございます。五十一年度、入所人員が二十九名、五十年度、入所人員

が三十六名でございます。終了人員が三十一名、四十九年度が二十名の十七名、四十八年度が二十六名の十九、四十七年度が三十二名の二十、このような状況になっております。

○正森委員 それでは、非常に恐縮でございますが、昭和三十一年から三十四年までをお答え願ひたいと思つてます。

○勝見最高裁判所長官代理者 三十一年度が入所人員九十五、終了人員七十七、三十二年度が百十一に対して九十八、三十三年度が九十一に対して八十五、三十四年度が八十四に対して七十六、三十五年度が四十九に対して四十五でございます。

○正森委員 いま、私が要求しない三十五年までお読みになりましたけれども、三十五年まで読んでいた方が非常によくわかるわけですね。お聞きになりましたように、三十一年度から三十四年度までは、百一十一名に達した三十二年をさみまして、入所人員が大体九十名ですね。そして、一割ないし一割五分ぐらゐる脱落しておるわけですね。ところが、三十五年からはそれが約半分の四十九名に僅かに減りまして、以後は大体三十名から二十名台の入所人員になっておるわけですね。したがつて、終了人員も、それからまた脱落者が一割から二割出ますから、それよりも若干減るといふか、最近ですと続々と落ちてきておる。したがつて、最近では入所人員がそもそも三十名台であるといふことになっておるわけですね。ですから、速記官といふのが特殊な職種でしかも事務官の性質上脱落もございまして、こう言うておられますけれども、三十一年から三十四年のように九十名ぐらゐる入所させて、脱落して二、三十名だといふならこれはいたし方がないといふように思ひますが、入所人員をそもそも三十一年から三十四年当時の三分の一にしておいて、そして特殊な職種でしかも脱落があるといふことを言ひましても、入所人員がそもそも少ないわけですから、これは最高裁が速記官を確実に充員しよう、定員が九百三十五名もあつて二百名以上定員が欠けておるのに、充員しようといふ姿勢が非常に希

薄であるといふことがこういう数字にあらわれているのじやないかというふうに思ひますが、いかがですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 速記官の養成につきましては毎度の委員会におきまして御質問をいただいているところでございます。前回から申上げましたように、できるだけ充足しているといふ姿勢をとつておるつもりでございます。ところが、御承知のように、まず内部から速記に適性のある人に応募してもらひまして、そこから採用しておつたわけでございますが、内部からの採用も限度がありまして、現在は御承知のように外部からも採用しているわけでございます。現在の速記部の養成につきましては、先ほど御指摘のように教官自体の人員も充足いたしまして、施設その他についても十分配慮して養成しているつもりでございます。現在のところ、先ほど三十と申し上げましたが、四十を目標にいたしまして入所人員を採用いたしまして養成に努めておるわけでございます。しかし、脱落者もございまして、確かに欠員の充足につきましては御指摘のように遅々たるものがございますが、あくまでも速記の重要性を考えまして、できるだけ努力をしておい充員してまいりたいといふふうに考えている次第でございます。

○正森委員 こういふことは決して言いたくないんですけれども、四十名を目標としているところでありまして、三十名台ではございません、こう言うのですけれども、これは、問はず語りに努力の不十分さを認めておると思つておるわけですね。これが、八十名を目標にしておるわけでございますが、三十名でいふのならわかるけれども、まるまる目標どおりいふたつて四十名でしよう。三十一年から三十四年までは九十名、百名入所させていたわけでしょう。そうしたら、欠員が慢性的に続いているのになつとも真剣に充実させようといふ気持ちになつたといふことを人事局長がみずから認めておると思つておるわけですね。

そこで私は、速記官やあるいは裁判所の職員か

ら出ている速記官を別枠定員にするというような
そういう構えをするお考えはないか。速記官が一
名ふえれば別の事務官を一名減らすというような
そういうやり方は、やはり抜本的に考えていく必
要があるのではないか、こう思いますが、いかが
です。

○大西最高裁判所長官代理者 速記官の定員を配
置いたしました場合に事務官の定員を削るという
問題でございますが、先般当委員会でも御説明申
し上げましたけれども、速記官の定員がそもそも
従前書記官補という官職、現在はございませ
んが、そういう官職から組みかえたものでござい
まして、現在の速記官の欠員は実際上は事務官が、
その数に完全に一致するわけではございませ
んが、事務官が行っておりまして、その事務官の補
助を得て書記官が供述を録取してある、そういう
関係に実はあるわけでございます。

〔委員長退席、山崎(武)委員長代理者
席〕

本来はそういうふうな定員組みかえから出発し、
現在現実には事務官をもって充員されておるとい
うふうな関係にございまして、裁判所といたし
ましては別個増員について努力をいたしまして、
速記官をその増員分から代替要員を削ることなく
配るといふ努力をする以外にはないわけござい
まして、いま直ちに速記官の配置、定員を配りま
す場合に、完全に代替削減なしということとはち
よと直ちにはいかなないという事情をひとつ御了承
いただきたいと存じます。

○正森委員 御了承はできませんね、伺いはしま
すけれども。

それで、あなた方は、先ほど速記録を私拝見し
ておつたんですけれども、五十三年の二月十七日
に山崎委員の質問に対して、当初は百二十八名の
増員の要求をしたんだということを言うておられ
ますね。それで、その後最終的には裁判官八名と
裁判官以外の裁判所職員が四十二名ということに
要求をした。しかしながら行政部門における人員
の削減があるので裁判所も御協力申し上げて、三

十二名の事務官の減が一方にあったので、結局裁
判官八名に裁判官以外の職員が十名ということに
なった、こう言うておられるんです。そうします
と、百二十八名に対して十八名ということになり
ますと、率から言うたら七分の一ぐらいなんです
ね。百二十八名という中にも行政部門における人
員の削減というのを盛り込んでおつたといいたしま
しても、それを三十名と見るか五十名と見るか
は別ですけれども、それにしても非常な減り方な
んです。ここに私は全司法労組の機関紙を持って
おりましてけれども、最高裁はどなたが出られた
のかもわかりませんが、その実現のために
は全力を尽くすというように答えておられるん
です。要求した以上は、百二十八名というの
は絶対にはばるんだということだと言っておら
れるようですね。それはやはり必要だつたんでし
ょう。

○大西最高裁判所長官代理者 昨年の八月に要求
書を提出いたしました段階で、増員の要求が百二
十八名であつたといふことは正森委員御指摘のと
おりでございます。私もといたしましては、昨
年八月のその時点における事件数、裁判官の充員
見込み等いろいろ考えまして、一応百二十八名と
いふものを、その時点における一つの理想的な形を
できるだけ早急に実現する、それが可能だとい
うことでそういうふうな要求をしたわけございま
す。ただ、その後実際に十二月に財政当局と最終
的に御協議申し上げる時期までに、事件数の関係
あるいは裁判官の充員の見込み等いろいろ勸案い
たしまして、十二月の最終の時点ではやはりいろ
いろな面を考慮して、その程度でなければ実問題
としては充員等はできないだろうというふうなこ
とになりました。最終的にはいま御指摘になりま
したように裁判官八名、その他の裁判所職員四十
二名ということに協議が成立した、こういうこと
になつておつたわけでございます。

八月に要求いたしました時点で、あくまで私
どもとしてはそれに全力を挙げる、その時点にお
ける事情のもとにおいて全力を挙げるということ
で、あるいは組合との間でもそういうふうな発言
があつたのであろう、かように存じております。
○正森委員 いまの御主張には事実と違ふ点があ
ります。この機関紙によりますと、十二月一
日に人事局長交渉を午後四時半から四時四十分
行つたといふことの一問一答が出ています。
ですから、十二月一日にもこういう要求を堅持し
て、あなた方は「非常にきびしいが、要求してい
る以上は、とる決意で最大限努力する。」という
ように言っているのです。これは組合側の機関
紙。それからあなた方の裁判所時報というのを見
ると、これは五十二年十二月二十日ですね、十二
月一日の交渉の増員問題に就いて「その内容をい
うわけにはいかながら、増員が極めて困難であ
うことを予想しながらも、要求した数の実現には
最大限頑張る覚悟である。」これはあなたの方
が、百二十八名について、要求した数の実現には
最大限がんばる覚悟である、こう言っているの
です。ですから、八月にはこうだつたけれども、そ
の後事件が非常に減つたので要求を下げたとい
うのじゃなしに、最大限がんばると言つて要求し
ていたんだけれども、最大限がんばれなくて腰砕
けで大蔵省にねじ伏せられたといふことを認めて
いるのじゃないですか。それを何か、夏のときに
はこれくらい人員が要つたんだけれども、その後
事件が少なくなつたので、それで人員がこのくら
い減つたのも妥当なんだという、そういうニュー
アンスにとられるようなやり方というのはいささ
か、もう少し正直にお答えになる方がいいと思
います。

で、あるいは組合との間でもそういうふうな発言
があつたのであろう、かように存じております。
○正森委員 いまの御主張には事実と違ふ点があ
ります。この機関紙によりますと、十二月一
日に人事局長交渉を午後四時半から四時四十分
行つたといふことの一問一答が出ています。
ですから、十二月一日にもこういう要求を堅持し
て、あなた方は「非常にきびしいが、要求してい
る以上は、とる決意で最大限努力する。」という
ように言っているのです。これは組合側の機関
紙。それからあなた方の裁判所時報というのを見
ると、これは五十二年十二月二十日ですね、十二
月一日の交渉の増員問題に就いて「その内容をい
うわけにはいかながら、増員が極めて困難であ
うことを予想しながらも、要求した数の実現には
最大限頑張る覚悟である。」これはあなたの方
が、百二十八名について、要求した数の実現には
最大限がんばる覚悟である、こう言っているの
です。ですから、八月にはこうだつたけれども、そ
の後事件が非常に減つたので要求を下げたとい
うのじゃなしに、最大限がんばると言つて要求し
ていたんだけれども、最大限がんばれなくて腰砕
けで大蔵省にねじ伏せられたといふことを認めて
いるのじゃないですか。それを何か、夏のときに
はこれくらい人員が要つたんだけれども、その後
事件が少なくなつたので、それで人員がこのくら
い減つたのも妥当なんだという、そういうニュー
アンスにとられるようなやり方というのはいささ
か、もう少し正直にお答えになる方がいいと思
います。

で、あるいは組合との間でもそういうふうな発言
があつたのであろう、かように存じております。
○正森委員 いまの御主張には事実と違ふ点があ
ります。この機関紙によりますと、十二月一
日に人事局長交渉を午後四時半から四時四十分
行つたといふことの一問一答が出ています。
ですから、十二月一日にもこういう要求を堅持し
て、あなた方は「非常にきびしいが、要求してい
る以上は、とる決意で最大限努力する。」という
ように言っているのです。これは組合側の機関
紙。それからあなた方の裁判所時報というのを見
ると、これは五十二年十二月二十日ですね、十二
月一日の交渉の増員問題に就いて「その内容をい
うわけにはいかながら、増員が極めて困難であ
うことを予想しながらも、要求した数の実現には
最大限頑張る覚悟である。」これはあなたの方
が、百二十八名について、要求した数の実現には
最大限がんばる覚悟である、こう言っているの
です。ですから、八月にはこうだつたけれども、そ
の後事件が非常に減つたので要求を下げたとい
うのじゃなしに、最大限がんばると言つて要求し
ていたんだけれども、最大限がんばれなくて腰砕
けで大蔵省にねじ伏せられたといふことを認めて
いるのじゃないですか。それを何か、夏のときに
はこれくらい人員が要つたんだけれども、その後
事件が少なくなつたので、それで人員がこのくら
い減つたのも妥当なんだという、そういうニュー
アンスにとられるようなやり方というのはいささ
か、もう少し正直にお答えになる方がいいと思
います。

で、あるいは組合との間でもそういうふうな発言
があつたのであろう、かように存じております。
○正森委員 いまの御主張には事実と違ふ点があ
ります。この機関紙によりますと、十二月一
日に人事局長交渉を午後四時半から四時四十分
行つたといふことの一問一答が出ています。
ですから、十二月一日にもこういう要求を堅持し
て、あなた方は「非常にきびしいが、要求してい
る以上は、とる決意で最大限努力する。」という
ように言っているのです。これは組合側の機関
紙。それからあなた方の裁判所時報というのを見
ると、これは五十二年十二月二十日ですね、十二
月一日の交渉の増員問題に就いて「その内容をい
うわけにはいかながら、増員が極めて困難であ
うことを予想しながらも、要求した数の実現には
最大限頑張る覚悟である。」これはあなたの方
が、百二十八名について、要求した数の実現には
最大限がんばる覚悟である、こう言っているの
です。ですから、八月にはこうだつたけれども、そ
の後事件が非常に減つたので要求を下げたとい
うのじゃなしに、最大限がんばると言つて要求し
ていたんだけれども、最大限がんばれなくて腰砕
けで大蔵省にねじ伏せられたといふことを認めて
いるのじゃないですか。それを何か、夏のときに
はこれくらい人員が要つたんだけれども、その後
事件が少なくなつたので、それで人員がこのくら
い減つたのも妥当なんだという、そういうニュー
アンスにとられるようなやり方というのはいささ
か、もう少し正直にお答えになる方がいいと思
います。

で、あるいは組合との間でもそういうふうな発言
があつたのであろう、かように存じております。
○正森委員 いまの御主張には事実と違ふ点があ
ります。この機関紙によりますと、十二月一
日に人事局長交渉を午後四時半から四時四十分
行つたといふことの一問一答が出ています。
ですから、十二月一日にもこういう要求を堅持し
て、あなた方は「非常にきびしいが、要求してい
る以上は、とる決意で最大限努力する。」という
ように言っているのです。これは組合側の機関
紙。それからあなた方の裁判所時報というのを見
ると、これは五十二年十二月二十日ですね、十二
月一日の交渉の増員問題に就いて「その内容をい
うわけにはいかながら、増員が極めて困難であ
うことを予想しながらも、要求した数の実現には
最大限頑張る覚悟である。」これはあなたの方
が、百二十八名について、要求した数の実現には
最大限がんばる覚悟である、こう言っているの
です。ですから、八月にはこうだつたけれども、そ
の後事件が非常に減つたので要求を下げたとい
うのじゃなしに、最大限がんばると言つて要求し
ていたんだけれども、最大限がんばれなくて腰砕
けで大蔵省にねじ伏せられたといふことを認めて
いるのじゃないですか。それを何か、夏のときに
はこれくらい人員が要つたんだけれども、その後
事件が少なくなつたので、それで人員がこのくら
い減つたのも妥当なんだという、そういうニュー
アンスにとられるようなやり方というのはいささ
か、もう少し正直にお答えになる方がいいと思
います。

で、あるいは組合との間でもそういうふうな発言
があつたのであろう、かように存じております。
○正森委員 いま勝見人事局長から率直なお答
えがありましたので、私はこれ以上申し上げると思
いません。それなりに御要望されたらどううけ
らるかと、やむを得ずこの辺で手を打たれたとい
うことだろと思うのです。私ははにかいたる資
料もあるのですけれども、本日緊急上程したいと
いうような御要望もございまして、省略したいと
思いますが、現実にはあなたの方のそういうよう
な態度のために速記官がふやせないで、一カ月に十
時間以上も速記に出るというところが出て
いるとか、それから大阪の破産部では、破産部が
破産だというふうな状況が起つていたりとか、あ
るいは家事部が非常に軽視されて二二%も人員が
一挙に減るといふような状況が起つていたりとか、
あるいは破産部では、書記官が十キロも体重がや
せ、病人が続出しているという状況が起つてい
るか、そういうことが起つておられるわけだ
ね。

で、あるいは組合との間でもそういうふうな発言
があつたのであろう、かように存じております。
○正森委員 いま勝見人事局長から率直なお答
えがありましたので、私はこれ以上申し上げると思
いません。それなりに御要望されたらどううけ
らるかと、やむを得ずこの辺で手を打たれたとい
うことだろと思うのです。私ははにかいたる資
料もあるのですけれども、本日緊急上程したいと
いうような御要望もございまして、省略したいと
思いますが、現実にはあなたの方のそういうよう
な態度のために速記官がふやせないで、一カ月に十
時間以上も速記に出るというところが出て
いるとか、それから大阪の破産部では、破産部が
破産だというふうな状況が起つていたりとか、あ
るいは家事部が非常に軽視されて二二%も人員が
一挙に減るといふような状況が起つていたりとか、
あるいは破産部では、書記官が十キロも体重がや
せ、病人が続出しているという状況が起つてい
るか、そういうことが起つておられるわけだ
ね。

で、あるいは組合との間でもそういうふうな発言
があつたのであろう、かように存じております。
○正森委員 いま勝見人事局長から率直なお答
えがありましたので、私はこれ以上申し上げると思
いません。それなりに御要望されたらどううけ
らるかと、やむを得ずこの辺で手を打たれたとい
うことだろと思うのです。私ははにかいたる資
料もあるのですけれども、本日緊急上程したいと
いうような御要望もございまして、省略したいと
思いますが、現実にはあなたの方のそういうよう
な態度のために速記官がふやせないで、一カ月に十
時間以上も速記に出るというところが出て
いるとか、それから大阪の破産部では、破産部が
破産だというふうな状況が起つていたりとか、あ
るいは家事部が非常に軽視されて二二%も人員が
一挙に減るといふような状況が起つていたりとか、
あるいは破産部では、書記官が十キロも体重がや
せ、病人が続出しているという状況が起つてい
るか、そういうことが起つておられるわけだ
ね。

で、あるいは組合との間でもそういうふうな発言
があつたのであろう、かように存じております。
○正森委員 いま勝見人事局長から率直なお答
えがありましたので、私はこれ以上申し上げると思
いません。それなりに御要望されたらどううけ
らるかと、やむを得ずこの辺で手を打たれたとい
うことだろと思うのです。私ははにかいたる資
料もあるのですけれども、本日緊急上程したいと
いうような御要望もございまして、省略したいと
思いますが、現実にはあなたの方のそういうよう
な態度のために速記官がふやせないで、一カ月に十
時間以上も速記に出るというところが出て
いるとか、それから大阪の破産部では、破産部が
破産だというふうな状況が起つていたりとか、あ
るいは家事部が非常に軽視されて二二%も人員が
一挙に減るといふような状況が起つていたりとか、
あるいは破産部では、書記官が十キロも体重がや
せ、病人が続出しているという状況が起つてい
るか、そういうことが起つておられるわけだ
ね。

高裁判所としての責任が当然生ずるのではないかと
いう趣旨で答えたものでございます。

〔山崎(武)委員長代理退席、委員長着席〕

○正森委員 そこで私伺いたいのですけれども、
最高裁判所の裁判官というのは、私の知るところ
では国民投票で罷免を可とする者が多数にならな
ければ、自分の意思に反してやめることはないと思
っておりますが、仮に二重予算権を行使して
万が一国会で否決されれば、最高裁では、最高裁
長官以下裁判官会議に出席した十五名の裁判官は
責任をとらなければならぬ、それには辞任もあり
得るといってお考えですか。これは憲法上ゆゆし
い問題だから、伺っておきたい。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判官の身分の保
障につきましては御指摘のとおりでございます。

一方、裁判官会議は司法行政についても最高責任
を持つておられるわけでございますので、司法行政上
の責任がどうなるかということにつきましては、
確かに御指摘のとおり非常に重要な問題だと思
いますが、当然にその場合に職を退くとかなんとか
という、いわば非常にドラスチックな形でその責
任をとるかどうかにつきましてはお答えいたしに
くいわけでございますが、司法行政上の責任とい
うものはやはり最高裁判所の裁判官にも負って
いただいているというふうに考えております。

○正森委員 私はきょう本日はここに事務総長が
出てきておられてもいいと思うのですけれども、
最高裁は自己抑制が非常に厳し過ぎるんじゃない
ですか。いま瀬戸山法務大臣がおられますので、
瀬戸山法務大臣にもお答えいただきたいと思います
が、内閣の場合には、予算が通らないというよ
うな場合には、予算を通さなければ解散するぞ解
散するぞと、こういうようなことを、解散する気
がなくても言うて予算が通るように働きかけると
か、あるいは修正が、大幅はいかぬけれども小
幅ならいいとか、小幅もやらないぞとか、いろいろ
やっつては自分の御主張を通されるわけですね。そ
うじゃございませんか、法務大臣。

○瀬戸山山内大臣 政府はそのとおりでございま
す。

す。

いま裁判所の裁判官あるいは書記官等の人員の
問題で正森さん、正森さんだけじゃありません
が、法務委員会いろいろな御心配いただいてお
る。私は裁判所じやありませんけれども、司法行
政に關係しておる者として感謝をいたしてお
ります。ただ裁判所といえども、独立の機関でありま
すが国家財政なりあるいは国民負担のことも考
えなければならぬ。何とか円満な裁判が遂行でき
るということ、人員の問題で毎年努力をさ
れておることは、私も側面から知っておるわ
けであります。また側面からお力添えすること
あるわけでございますが、そういう立場でありま
しても、独立の機関としての権限がありますが、
やはりいま申し上げましたように国の財政、国民
負担の問題も考え、全般を考慮して対処しようとい
う気持ちもあるわけでございます。これはまたあ
つてしかるべきだ、こういうふうに思っています
で、もつともつと努力はしなければなりません
が、そういう全般の問題を考慮してははるこの程
度でやむを得ない、こういう立場であらうと思
います。

正森さんは事情をよく知つての御鞭撻でありま
すから感謝を申し上げておきます。

○正森委員 私が申しましたのは、何も最高裁に
行政府と同じようなテクニックをやれというわけ
ではありませんけれども、私がいまほんの一、二
の例を挙げただけですけれども、下部で非常に労
働強化が起つており、場合によってはゆつくり
と当事者の言いつ分を聞きたい裁判がでけない可
能性がなしとしないということになつた場合に
は、これは二重予算の権限もありますから、よし
んばこの権限を行使されないまでも、いろいろ最
高裁に同情してくれる政府向きもあるでしょう
から、二重予算権を行使しなければいけないぐら
いぎりぎりのところなんだという説明をするとか、
いろいろ決意の示しはあつたと思つてですね。
ですから、私もこの権限を軽々に使うべきである
というようなことは言いませんけれども、そ

う伝家の宝刀があるということをよく御承知にな
つた上で、どうしても要求しなければならぬ
のは要求されるという態度が必要だと思いま
すし、それから二重予算が提出された場合に、現
在は政府の予算でも修正されるという場合はあ
るわけですから、まして二重予算が出た場合に野
党がどういふうあいて考へるか、あるいは与
党も、そこまで最高裁が思つてゐるならこの
点は考へようとか、いろいろの段階があるわけ
ですね。そして、仮に否決されたとしても、その場合に責
任をとらなければならぬのは一体最高裁だけ
の内閣なのか国会なのか。必ずしも最高裁だけ
が理不尽であるということにはならないわけ
で、それを国民全体が次の最高裁判官に對する
国民投票で判断するということに筋としてはな
るべきです。それから、十五人の裁判官の責任
問題になると、あたかも最高裁総辞職しな
ければならぬかのような言葉を言つて裁判所
職員の正当な要求を抑へつけるといふような
ことをすべきでないといふことを申し上げて
おきたいと思つております。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判所の予算の
ことにつきましては御理解、御激励をいただきま
して、まことに恐縮に存しております。

私どももいたしまして、従前、正森委員御指
摘のとおり二重予算権というものは常に念頭に置
いて財政当局とお話し申し上げておりますし、
財政当局におかれましては、この制度があること
をやはり十分頭に置いて私どもの話をお聞き
いただいておりますと存じます。今後とも、正森委員
お話しのように、予算の件につきましては十分努
力を続けてまいりたいと存じます。

○正森委員 私はこの後、裁判官の不足の問題に
ついて、法曹一元の見地から、弁護士からの裁判
官採用について、過去の経緯を述べながら質問を
いたす予定でございましたけれども、それを始め
ますとまた時間がたつて、同僚議員の御心配の時
間に間に合わないといけませんので、私の質問は
これで終わらしていただきたいと思います。あり

がとうございました。

○鴨田委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

○鴨田委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
いたします。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○鴨田委員長 次に、ただいま可決いたしました
本法律案に対し、山崎武三郎君外六名から、自由
民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社
党、日本共産党・革新共同、新自由クラブ及び社
会民主連合の共同提案に係る附帯決議を付すべし
との動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたしま
す。山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 私は、自由民主党、日本社会
党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革
新共同、新自由クラブ及び社会民主連合を代表し
て、附帯決議案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
案に対する附帯決議案

一 政府並びに最高裁判所は、裁判の適正か
つ遅滞なき処理を図るため、裁判官及びそ
の他の裁判所職員を増員、適正な配置、充
実等についてより積極的対策を講ずべきで
ある。

二 政府は、近時の社会、経済情勢にかんが
み、薬品、食品等をはじめ欠陥商品に関
し、消費者の救済に万全を期するため、関
係各省間の協議を促進し、時代の要請にこ

たえるべき体制を整備すべきである。
以上であります。

本案の趣旨については、委員会の質疑の過程ですでに明らかになっておりますので、省略いたします。

何とぞ本附帯決議案に御賛同あらんことをお願いいたします。

○鴨田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、瀬戸山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。瀬戸山法務大臣。

○瀬戸山国務大臣 裁判所職員定員法の一部改正について慎重御審議をいただきまして、その間、各般の問題について御注意等いただきましたこと厚くお礼を申し上げます。

ただいま附帯決議をいただきましたが、この二項目については、御決議の趣旨を尊重いたしまして最善の努力をいたしたいと思っております。ありがとうございます。

○鴨田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次回は、来る二十二日水曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十一分散会

法務委員会議録第四号中正誤

ページ 段 行 誤

五 三〇 増額を図す。 増額を図る。

六 四二 何らかの 何らかの

同 第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

八 三 七 宇部宮 宇部宮

五 一 二 ありませんか。 ありません。

三 一 二 この問題から この問題が

昭和五十三年三月二十四日印刷

昭和五十三年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局